

4 - (5) <修正報告1>工事写真撮影日の修正

第202600029796号

令和8年4月22日

鳥取県監査委員事務局長 小谷 典正 様

鳥取県西部総合事務所日野振興センター

日野県土整備局維持管理課長 権田 高博

( 公 印 省 略 )

県道新見日南線外道路維持工事8工区に係る側溝清掃について (通知)

令和8年4月9日に提出した工事写真について、別添のとおり修正します。

## 写真修正内容

写真撮影箇所	路線名	撮影年月日（作業中）	
		正	誤
A	新見日南線	2025年3月19日	2025年3月18日
F	上石見黒坂停車場線	2025年3月17日	2025年3月24日
H	花口下石見線	2025年3月21日	2025年3月19日
J	花口下石見線	2025年3月21日	2025年3月19日

写真撮影箇所	路線名	撮影年月日（完了）	
		正	誤
H	花口下石見線	2025年3月21日	2025年3月19日
J	花口下石見線	2025年3月21日	2025年3月19日

## 監査委員事務局質疑事項に関する確認内容

質疑・確認事項	工事完成書類として添付された「工事写真」に記載の日付について、次の書類に記載の作業日と一致していない。 ① 3月分の月別集計表 ② リスクアセスメントKY活動実施記録（4日間分）
---------	---

## 【指摘内容】

対象路線	写真（施行中）		月別集計表		リスクアセスメント KY活動実施記録	
	作業日(撮影日)	写真記号	作業日	作業延長	作業日	作業人数
上石見黒坂停車場線	3月17日	C D E	3月17日	1,275m	3月17日	7名
	3月24日	F				
新見日南線	3月18日	A	3月19日	1,126m	3月19日	6名
	3月19日	B				
花口下石見線	3月17日	G I	3月21日	1,508m	3月21日	7名
	3月19日	H J				
神戸上新見線	3月24日	K	3月24日	1,331m	3月24日	7名

※赤字部分が不一致箇所

## 【日野県土整備局 確認結果】

監査委員事務局からの質疑後、R8.4.20にA社担当者へ聞き取りを行い次のとおり確認した。

- ・花口下石見線（写真記号G・I）以外は、写真記載の日付誤りである。
- ・花口下石見線については、写真G・I箇所の一部を3/17に2名の作業員が実施した。
- ・3/17は最初は7名で上石見黒坂停車場線の作業を開始し、途中から2名は花口下石見線へ移動し作業を行った。この2名が行った作業延長は概ね300m。

## 【実際の作業実績等】

対象路線	写真（施行中）		月別集計表		リスクアセスメント KY活動実施記録	
	作業日(撮影日)	写真記号	作業日	作業延長	作業日	作業人数
上石見黒坂停車場線	3月17日	C D E F	3月17日	1,275m	3月17日	7名(※)
新見日南線	3月19日	A B	3月19日	1,126m	3月19日	6名
花口下石見線	3月17日	G I	3月17日	300m	(※)	(※)
	3月21日	H J	3月21日	1,208m	3月21日	7名
神戸上新見線	3月24日	K	3月24日	1,331m	3月24日	7名

※ 3/17の上石見黒坂停車場線は途中から5名で作業。2名は花口下石見線の作業へ。



写真区分:着手前及び完成写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

細別:着工前

撮影箇所:新見日南線下石見  
No. 16-6+20

撮影年月日:2025年 3月15日



写真区分:着手前及び完成写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

細別:完了

撮影箇所:新見日南線下石見  
No. 16-6+20

撮影年月日:2025年 3月19日



写真区分:施工状況写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

撮影箇所:新見日南線下石見  
No. 16-6+20

撮影年月日:2025年 3月18日

↑  
(正) 2025年3月19日

A



写真区分:着手前及び完成写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

細別:着工前

撮影箇所:上石見黒坂停車場

線花口No. 9-6

撮影年月日:2025年 3月15日



写真区分:着手前及び完成写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

細別:完了

撮影箇所:上石見黒坂停車場

線花口No. 9-6

撮影年月日:2025年 3月24日



写真区分:施工状況写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

撮影箇所:上石見黒坂停車場

線花口No. 9-6

撮影年月日:2025年 3月24日

↑  
(正) 2025年3月17日

F



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:着工前  
 撮影箇所:花口下石見線花口  
 No. 2-1  
 撮影年月日:2025年 3月17日



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:完了  
 撮影箇所:花口下石見線花口  
 No. 2-1  
 撮影年月日:2025年 3月19日

↑  
 (正) 2025年3月21日



写真区分:施工状況写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:側溝清掃  
 撮影箇所:花口下石見線花口  
 No. 2-1  
 撮影年月日:2025年 3月19日

↑  
 (正) 2025年3月21日

H



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:着工前  
 撮影箇所:花口下石見線下石見No. 8-9  
 撮影年月日:2025年 3月19日



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:完了  
 撮影箇所:花口下石見線下石見No. 8-9  
 撮影年月日:2025年 3月19日

↑  
 (正) 2025年3月21日



写真区分:施工状況写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 撮影箇所:花口下石見線下石見No. 8-9  
 撮影年月日:2025年 3月19日

↑  
 (正) 2025年3月21日

J

4 - (6) <修正報告2> 工事写真撮影日の再修正

第202600035196号

令和8年4月30日

鳥取県監査委員事務局長 小谷 典正 様

鳥取県西部総合事務所日野振興センター  
日野県土整備局維持管理課長 権田 高博  
( 公 印 省 略 )

県道新見日南線外道路維持工事8工区に係る側溝清掃について (通知)

令和8年4月22日付第202600029796号で提出した工事写真について、別添のとおり再度修正します。

また、当該工事施工業者より新たに提出のあった工事写真について追加提出します。

## 写真修正内容

写真撮影箇所	路線名	撮影年月日 (作業中)	
		正	誤
A	新見日南線	2025年3月19日	2025年3月18日
F	上石見黒坂停車場線	2025年3月17日	2025年3月24日
H	花口下石見線	2025年3月21日	2025年3月19日
J	花口下石見線	2025年3月21日	2025年3月19日

写真撮影箇所	路線名	撮影年月日 (完了)	
		正	誤
H	花口下石見線	2025年3月21日	2025年3月19日
J	花口下石見線	2025年3月21日	2025年3月19日

## ↓ 訂正後

写真撮影箇所	路線名	撮影年月日 (完了)	
		正	誤
H	花口下石見線	2025年3月17日	2025年3月19日
J	花口下石見線	2025年3月21日	2025年3月19日

## 監査委員事務局質疑事項に関する確認内容

質疑・確認事項	工事完成書類として添付された「工事写真」に記載の日付について、次の書類に記載の作業日と一致していない。 ① 3月分の月別集計表 ② リスクアセスメントKY活動実施記録（4日間分）
---------	---

## 【指摘内容】

対象路線	写真（施行中）		月別集計表		リスクアセスメント KY活動実施記録	
	作業日(撮影日)	写真記号	作業日	作業延長	作業日	作業人数
上石見黒坂停車場線	3月17日	C D E	3月17日	1,275m	3月17日	7名
	3月24日	F				
新見日南線	3月18日	A	3月19日	1,126m	3月19日	6名
	3月19日	B				
花口下石見線	3月17日	G I	3月21日	1,508m	3月21日	7名
	3月19日	H J				
神戸上新見線	3月24日	K	3月24日	1,331m	3月24日	7名

※赤字部分が不一致箇所

## 【日野県土整備局 確認結果】

監査委員事務局からの質疑後、R8.4.20にA社担当者へ聞き取りを行い次のとおり確認した。

- ・花口下石見線（写真記号G・I）以外は、写真記載の日付誤りである。
- ・花口下石見線については、写真G・H・I箇所の一部を3/17に2名の作業員が実施した。
- ・3/17は最初は7名で上石見黒坂停車場線の作業を開始し、途中から2名は花口下石見線へ移動し作業を行った。この2名が行った作業延長は概ね300m。

## 【実際の作業実績等】

対象路線	写真（施行中）		月別集計表		リスクアセスメント KY活動実施記録	
	作業日(撮影日)	写真記号	作業日	作業延長	作業日	作業人数
上石見黒坂停車場線	3月17日	C D E F	3月17日	1,275m	3月17日	7名(※)
新見日南線	3月19日	A B	3月19日	1,126m	3月19日	6名
花口下石見線	3月17日	G H I	3月17日	300m	(※)	(※)
	3月21日	H J	3月21日	1,208m	3月21日	7名
神戸上新見線	3月24日	K	3月24日	1,331m	3月24日	7名

※ 3/17の上石見黒坂停車場線は途中から5名で作業。2名は花口下石見線の作業へ。

※ 写真記号Hの箇所については3/17に作業したが、取り残し等があり3/21に再度清掃実施。



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:着工前  
 撮影箇所:花口下石見線花口  
 No. 2-1  
 撮影年月日:2025年 3月17日

H



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:完了  
 撮影箇所:花口下石見線花口  
 No. 2-1  
 撮影年月日:2025年 3月19日

↑  
 (正) 2025年3月17日

H



写真区分:施工状況写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:側溝清掃  
 撮影箇所:花口下石見線花口  
 No. 2-1  
 撮影年月日:2025年 3月19日

↑  
 (正) 2025年3月21日

H

A社から新たに提出のあったR7.3.17の作業写真 (R8.4.23提出)



写真区分: 着手前及び完成写真  
工種: 排水施設清掃工  
種別: 側溝清掃  
細別: 完了  
撮影箇所: 花口下石見線花口  
No. 2-1  
撮影年月日: 2025年 3月17日

H



写真区分: 着手前及び完成写真  
工種: 排水施設清掃工  
種別: 側溝清掃  
細別: 完了  
撮影箇所: 花口下石見線花口  
No. 2-1  
撮影年月日: 2025年 3月17日

H



写真区分: 施工状況写真  
工種: 排水施設清掃工  
種別: 側溝清掃  
撮影箇所: 花口下石見線花口  
No. 2-1  
撮影年月日: 2025年 3月17日

H

4 - (7) <訂正報告1>本監査説明内容の訂正

第202600048779号

令和8年5月18日

鳥取県監査委員事務局長 小谷 典正 様

鳥取県西部総合事務所日野振興センター  
日野県土整備局維持管理課長 権田 高博  
( 公 印 省 略 )

令和6年度施工「県道新見日南線外道路維持工事(8工区)」に係る側溝清掃  
について(通知)

令和8年4月24日に実施された表題工事に係る本監査における説明内容について、別紙の  
とおり訂正します。

#### 本監査時説明内容

問) なぜ、令和7年2月28日の面会において書類を控えとして残していないのか。控えを残すべきではないか。

答) 控えは残していない。監査にあたり監督員と話しをしたが、施工延長などを図面で確認し、予算執行状況及び3月の工期内に完了できるかどうかについても確認を行ったが、控え等は残していない。

#### 訂正内容

2月28日の協議の際に使用した図面及び数量表はA社担当者より受領した。  
受領した数量表等は、変更設計の資料として活用した。

#### 訂正理由（経緯）

この度の監査にあたり、当時の状況等について監督員に電話で聞き取りを行ったが、「2月28日は図面や数量表を基に協議を行ったが、そのことを証明できる書面や記録は残していない」という事であったため、本監査においては上記説明を行ったところである。

しかし、本監査後、監査委員事務局からの「2/28 協議資料の受領の有無」に関する追加質問に際し、改めて当該監督員へ確認を行う中で、「指示書を作成していなかったため協議・指示をしたことを証する書面という意味で残していないと回答したが、2月28日の協議で使用した図面・数量表は受領した」との説明があったため、本監査での説明内容を訂正させていただくものです。

## 監査委員事務局 聞き取り票

1 聞き取り日時 令和8年5月20日(水)午後5時半

2 聞き取り相手 日野県土整備局維持管理課 権田課長

3 聞き取り内容

令和8年5月18日付第202600048779号で通知があった内容について次のとおり聞き取りました。

(1) 当初監督員にはどのように確認し、監督員から回答を得ていたのか。

- ・維持管理課参事が、「指示の事実や協議の事実を証明できるものはないか」と確認していた。
- ・それに対し、監督員から「2月28日に、図面や数量表を基に協議を行ったが、そのことを証明する書面や記録は残っていない」と回答があった。

(2) 本監査での説明について

- ・当時、変更設計書に添付されている数量表は、監督員が2月28日の協議後に別途A社から提出を受けた資料と認識していた。
- ・したがって、本監査では協議時の書類について「控えを残していない(=書面を残していない)」と説明した。

(3) 本監査後、監督員にはどのように確認し、説明を訂正することとなったのか。

- ・監査委員事務局から維持管理課参事に対し「控えを残していない」ということについて状況の確認(※)があった。

(※) 監査委員事務局の確認内容

2月28日の監督員と受注者間の協議時に、監督員は控えを残していないとの説明について、これは「監督員が変更設計書の作業にあたり別途資料を受け取るため、協議時には受け取らなかったのか」、それとも、「監督員は受け取っていたが、残していないのか。」どちらか。

- ・維持管理課参事が、監督員に確認したところ、監督員から「指示書を作成していなかったため、当初は協議・指示をしたことを証する書面という意味で「残していない」と回答したが、2月28日の協議で使用した図面・数量表は受領した」と説明を受け、訂正内容のとおり報告したものである。

(4) 本監査説明内容の訂正にあたり数量表及び図面の確認について

監督員が受領したと説明した数量表と図面について、所在を確認しているか。

- ・数量表は、変更設計書に添付されていることを確認した。
- ・図面の所在については、確認できなかった。

(5) 「図面は受領していない」と訂正することについて

- ・了承

図面の所在を確認できない以上、受領したとは断定できない。

4 - (9) <報告1>数量総括表と工事設計書の不一致

第202600054935号  
令和8年5月22日

鳥取県監査委員事務局長 小谷 典正 様

鳥取県西部総合事務所日野振興センター  
所 長 郡 香緒利  
( 公 印 省 略 )

令和6年度施工「県道新見日南線外道路維持工事(8工区)」に係る契約図書について(通知)

令和8年5月21日に照会のあったこのことについて、別紙の通り回答します。

(担当) 日野県土整備局維持管理課 岡田 電話 0859-72-2049  
ファクシミリ 0859-72-2092

(別紙)

令和8年5月21日 監査委員事務局からの質問に対する回答

### 1 側溝清掃（人力清掃工）無蓋の数量について

質問) 設計時、入札時、当初契約締結時、変更設計時、変更契約時のそれぞれにおいて、側溝清掃（人力清掃工）の無蓋がどのように計上されているか。

回答) 側溝清掃（人力清掃工）無蓋の記載内容は下表のとおり。

タイミング	数量総括表	工事設計書
起工伺時	100m	0 m
公告時・当初契約時	100m	0 m
変更伺時	(変更前) 100m (変更後) 5,240m	(変更前) 0m (変更後) 5,240m
変更契約時	(変更前) 100m (変更後) 5,240m	(変更前) 0m (変更後) 5,240m

### 2 上記が契約額に及ぼす影響

質問) 変更契約額に影響がないか、計算式に基づき具体的に説明されたい。

回答) 影響はない。

理由) 単純な記載ミスであり、変更契約において正しい工種（規格）で出来形に合わせた変更を行ったため。

説明) 数量総括表と工事設計書への記載対応状況は下表のとおりであり、工事設計書の「有蓋」が正しく、数量総括表の「無蓋」は記載誤りである。

(起工伺中にある数量総括表と工事設計書の状況)

数量総括表		工事設計書	
細別・規格	数量・単位	工種・施工名称	数量・単位
側溝清掃（人力） <u>無蓋</u>	100m	側溝清掃（人力清掃工） <u>有蓋</u> 土砂厚 25 cm未満	100m
側溝清掃（人力）有蓋 コンクリート蓋	100m	側溝清掃（人力清掃工）有蓋 コンクリート蓋	100m
側溝清掃（人力）有蓋 鋼蓋	100m	側溝清掃（人力清掃工）有蓋 鋼蓋（ボルト締無）	100m

通常入札時は工事設計書（金抜き）を用いて、工事価格を見積るものである。

### 3 1のようになった理由

質問) 1のとおり一致しないこととなった理由は何か。

回答) 設計書作成に当たっては過去の同工区の設計書データ（エクセル等）を引用したが、その際表示修正作業の漏れ及び確認が不十分であったことによる。

4 - (10) 工事写真【令和8年4月30日付修正報告後】



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:着工前  
 撮影箇所:新見日南線下石見  
 No. 16-6+20  
 撮影年月日:2025年 3月15日

A



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:完了  
 撮影箇所:新見日南線下石見  
 No. 16-6+20  
 撮影年月日:2025年 3月19日

A



写真区分:施工状況写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 撮影箇所:新見日南線下石見  
 No. 16-6+20  
 撮影年月日:2025年 3月18日

↑  
 (正) 2025年3月19日

A



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:着工前  
 撮影箇所:新見日南線生山No.  
 .18-6  
 撮影年月日:2025年 3月19日

B-1



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:完了  
 撮影箇所:新見日南線生山No.  
 .18-6  
 撮影年月日:2025年 3月19日

B-1



写真区分:施工状況写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 撮影箇所:新見日南線生山No.  
 .18-6  
 撮影年月日:2025年 3月19日

B-2



写真区分:着手前及び完成写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
細別:着工前  
撮影箇所:上石見黒坂停車場  
線花口No. 15-3  
撮影年月日:2025年 3月15日

C



写真区分:着手前及び完成写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
細別:完了  
撮影箇所:上石見黒坂停車場  
線花口No. 15-3  
撮影年月日:2025年 3月17日

C



写真区分:施工状況写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
撮影箇所:上石見黒坂停車場  
線花口No. 15-3  
撮影年月日:2025年 3月17日

C



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:着工前  
 撮影箇所:上石見黒坂停車場  
 線花口No.13-6  
 撮影年月日:2025年 3月15日

D-1



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:完了  
 撮影箇所:上石見黒坂停車場  
 線花口No.13-6  
 撮影年月日:2025年 3月17日

D-1



写真区分:施工状況写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 撮影箇所:上石見黒坂停車場  
 線花口No.13-6  
 撮影年月日:2025年 3月17日

D-2



写真区分:着手前及び完成写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

細別:着工前

撮影箇所:上石見黒坂停車場  
線花口No. 13-10

撮影年月日:2025年 3月15日

E



写真区分:施工状況写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

細別:側溝清掃

撮影箇所:上石見黒坂停車場  
線花口No. 14-1

撮影年月日:2025年 3月17日

E



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:着工前  
 撮影箇所:上石見黒坂停車場  
 線花口No. 9-6  
 撮影年月日:2025年 3月15日

F



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:完了  
 撮影箇所:上石見黒坂停車場  
 線花口No. 9-6  
 撮影年月日:2025年 3月24日

F



写真区分:施工状況写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 撮影箇所:上石見黒坂停車場  
 線花口No. 9-6  
 撮影年月日:2025年 3月24日

↑  
 (正) 2025年3月17日

F



写真区分:着手前及び完成写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
細別:着工前  
撮影箇所:花口下石見線花口  
No. 1-6  
撮影年月日:2025年 3月17日

G



写真区分:施工状況写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
細別:完了  
撮影箇所:花口下石見線花口  
No. 1-6  
撮影年月日:2025年 3月17日

G



写真区分:施工状況写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
撮影箇所:花口下石見線花口  
No. 1-6  
撮影年月日:2025年 3月17日

G



写真区分:着手前及び完成写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

細別:着工前

撮影箇所:花口下石見線花口

No. 1-6

撮影年月日:2025年 3月15日

G



写真区分:着手前及び完成写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

細別:着工前

撮影箇所:花口下石見線花口

No. 1-6

撮影年月日:2025年 3月17日

G



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:着工前  
 撮影箇所:花口下石見線花口  
 No. 2-1  
 撮影年月日:2025年 3月17日

H



写真区分:着手前及び完成写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:完了  
 撮影箇所:花口下石見線花口  
 No. 2-1  
 撮影年月日:2025年 3月19日

↑  
 (正) 2025年3月17日

H



写真区分:施工状況写真  
 工種:排水施設清掃工  
 種別:側溝清掃  
 細別:側溝清掃  
 撮影箇所:花口下石見線花口  
 No. 2-1  
 撮影年月日:2025年 3月19日

↑  
 (正) 2025年3月21日

H



写真区分:着手前及び完成写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
細別:着工前  
撮影箇所:花口下石見線花口  
No. 3-1  
撮影年月日:2025年 3月17日

I - 1



写真区分:着手前及び完成写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
細別:完了  
撮影箇所:花口下石見線花口  
No. 3-1  
撮影年月日:2025年 3月17日

I - 1



写真区分:施工状況写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
撮影箇所:花口下石見線花口  
No. 3-1  
撮影年月日:2025年 3月17日

I - 2



写真区分:着手前及び完成写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

細別:着工前

撮影箇所:花口下石見線下石見No. 8-9

撮影年月日:2025年 3月19日

J



写真区分:着手前及び完成写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

細別:完了

撮影箇所:花口下石見線下石見No. 8-9

撮影年月日:2025年 3月19日

↑  
(正) 2025年3月21日

J



写真区分:施工状況写真

工種:排水施設清掃工

種別:側溝清掃

撮影箇所:花口下石見線下石見No. 8-9

撮影年月日:2025年 3月19日

↑  
(正) 2025年3月21日

J



写真区分:着手前及び完成写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
細別:着工前  
撮影箇所:神戸上新見線終点  
9-8～起点側  
撮影年月日:2025年 3月24日

K-1



写真区分:着手前及び完成写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
細別:完了  
撮影箇所:神戸上新見線終点  
9-8～起点側  
撮影年月日:2025年 3月24日

K-1



写真区分:施工状況写真  
工種:排水施設清掃工  
種別:側溝清掃  
撮影箇所:神戸上新見線終点  
9-8  
撮影年月日:2025年 3月24日

K-2

4 - (11) 施工位置図【日野県土整備局作成・提出】

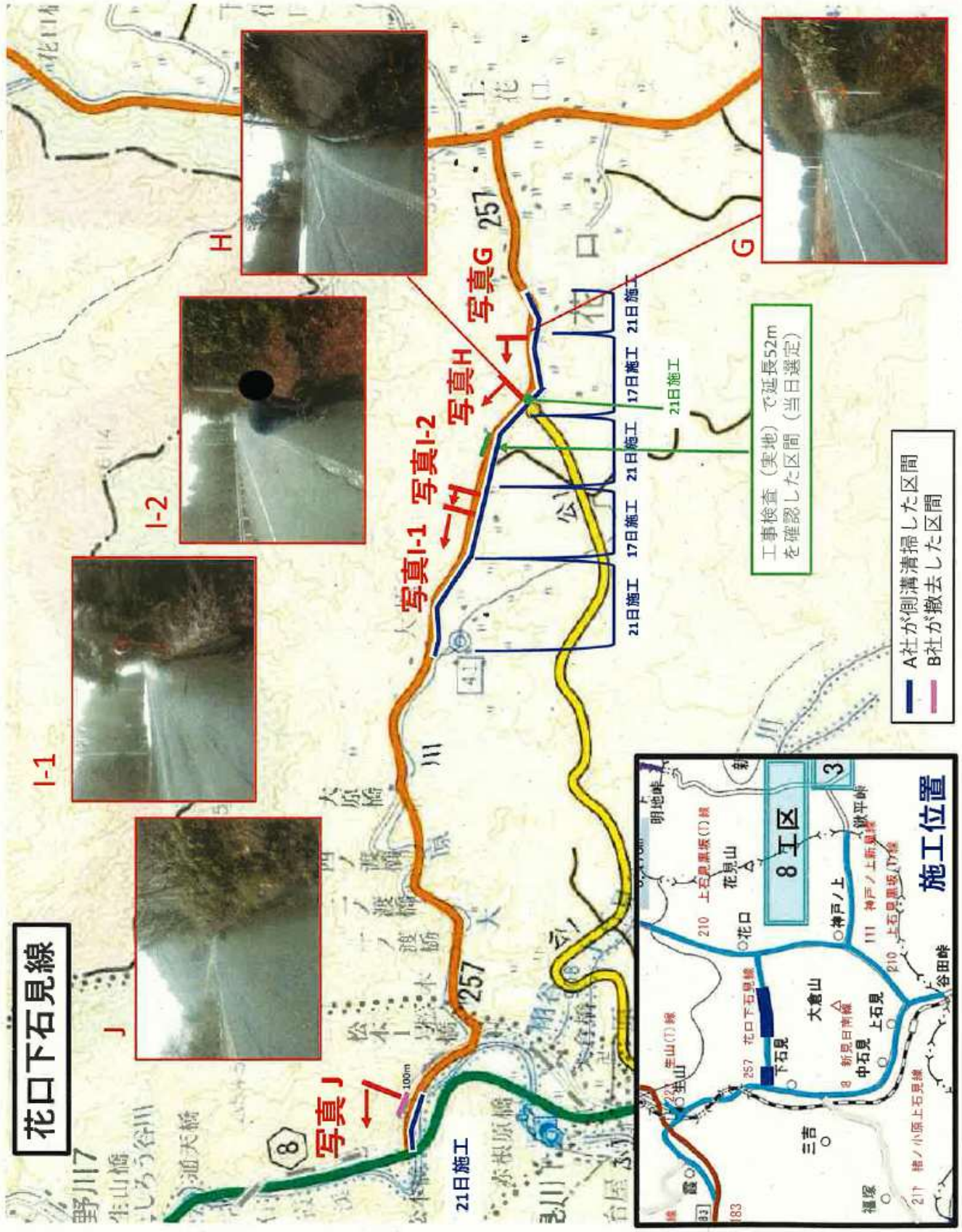


**上石見黒坂停車場線**



全区間とも  
3月17日施工

— A社が側溝清掃した区間





# 住民監査請求制度の概要

## 1 住民監査請求制度について

### (1) 制度の目的

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、長（知事等）、委員会や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求するものです。

この制度は、住民の請求により違法若しくは不当な行為を止めさせたり、改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、地方公共団体の財務面における適正な運営を確保し、住民全体の利益を擁護することを目的とするものです。

### (2) 制度の特徴

- ア 住民であれば1人でも請求できます。
- イ 請求できる内容は、財務会計上の行為に限定されています。
- ウ 請求のあった日から60日以内に結果が出されます。
- エ 監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟が提起できます。

### (3) 請求の要件（根拠法令：地方自治法第242条）

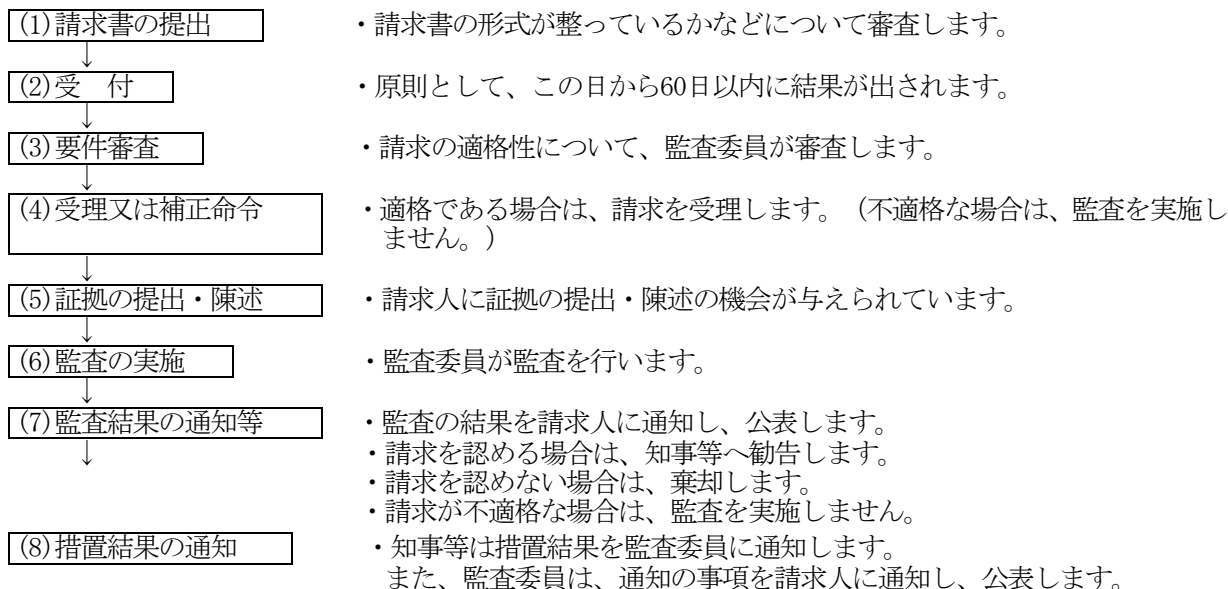
監査請求ができるのは、次のような財務会計上の行為です。

- ア 違法若しくは不当な (1) 公金の支出 (2) 財産の取得、管理、処分 (3) 契約の締結、履行 (4) 債務その他の義務の負担(予算に基づかない借入等)
- イ 違法若しくは不当に (1) 公金の賦課、徴収を怠る事実 (2) 財産の管理を怠る事実
- ウ 上記アの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

また、監査請求には、請求の対象となる行為を具体的に記載した「事実を証する書面」を添付することが必要です。

なお、正当な理由がある場合を除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求することができません。（上記の「イ」を除く。）

## 2 住民監査請求の流れ



(住民訴訟の提起) ——— 根拠法令：地方自治法第242条の2

請求人は、次に掲げる場合は訴訟を提起できる。

- (1) 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合  
(監査結果の通知があった日から30日以内)
- (2) 監査委員の勧告を受けた知事等の措置に不服がある場合  
(当該措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内)
- (3) 監査委員の勧告を受けた鳥取県議会、知事が措置を講じない場合  
(当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内)